平成２１年（フ）第４５５１号
大阪府守口市梶町１丁目20番１号　グランソフィア616号、住民票上の住所大阪府守口市梶町１丁目６番14―305号
債務者　金澤　利亮
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７９０号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目13番８号
債務者　石田　亮介
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８７３号
大阪府枚方市香里ケ丘12丁目20番16号
債務者　池澤　好子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９９７号
大阪市鶴見区徳庵１丁目１番62―602号
債務者　関森　珠美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０８５号
大阪市鶴見区鶴見５丁目４番16号
債務者　日髙　光子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２９３号
大阪府豊中市永楽荘２丁目１番６―202号
債務者　永井　友一
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４１５号
大阪府高槻市明野町11番８号
債務者　岡田　昌己
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５１０号
大阪府交野市私部４丁目27番５－３号
債務者　木村　文男
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５１１号
大阪府交野市私部４丁目27番５－３号
債務者　木村　壽枝
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５３１号
大阪府池田市住吉１丁目19番18号
債務者　貞友　　弘
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５３２号
大阪府池田市住吉１丁目19番18号
債務者　貞友　啓子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５３４号
大阪府寝屋川市池田新町３番11―503号
債務者　猪狩知子こと　黄　　知子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６１０号
大阪府豊中市走井１丁目12番18―303号
債務者　田中　宣勝
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６４０号
大阪府摂津市鶴野４丁目21番６―401号
債務者　赤坂　隆治
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６４６号
大阪市浪速区桜川２丁目10番４―308号
債務者　藤元　貴子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６７５号
大阪府高槻市西冠２丁目１番１号
債務者　南　　弘
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６８２号
大阪府高槻市津之江町２丁目45番16号
債務者　山本喜美子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７１０号
大阪市西成区天神ノ森１丁目12番３号　サニーハイツＣ棟303号
債務者　宮元　美佳（旧姓英）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで大阪地方裁判所第６民事部